

社会福祉法人樫原市社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

制定 平成28年12月22日議第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人樫原市社会福祉協議会定款第10条の規定により、評議員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員がその職務のため旅行したときは、社会福祉法人樫原市社会福祉協議会旅費規程第2条第3項の規定により、旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

2 評議員がその職務を行うため評議員会に出席した場合であっても、その費用は支弁しないものとする。

(公表)

第4条 会長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号の規定により、評議員に対する報酬等の支給の基準として、この規程を公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成28年12月22日議第7号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。